平成２２年（フ）第１１２３号
北九州市若松区高須南４丁目３番８―103号
債務者　後藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２６号
北九州市八幡西区小鷺田町６番18―705号
債務者　波多野さおり
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５７号
北九州市八幡西区大字野面1734番地１
債務者　松嵜　契介
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５８号
北九州市八幡西区浅川台１丁目26番５号　10号
債務者　高原　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿屋市川西町4666番地８
債務者　下村　義和
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
青森県八戸市大字白銀町字右新井田道23番地６　コーポ新町６号、前住所青森県八戸市大字湊町字大沢28番地　新町アパートＡ号
債務者　内城　　武
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
愛知県安城市三河安城町１丁目12番地15　パークサイドヒルズ201
債務者　荒木　秀子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
愛知県豊田市堤本町甫路下２番地　オニックスビル303号
債務者　田村　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
愛知県知立市宝１丁目２番地13　ワタナベ荘301
債務者　鷲見　和子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３９号
栃木県宇都宮市五代１丁目７番９号、前住所栃木県宇都宮市若松原３丁目11番１号
債務者　髙木　芳孝
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８２号
栃木県日光市猪倉3799番地
債務者　梅宮木芸こと　梅宮　則男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８３号
栃木県日光市猪倉3799番地
債務者　梅宮サチ子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７６４号
横浜市栄区元大橋２丁目16番29号
債務者　尾崎　健二
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６７号
神奈川県大和市上和田1829番地３　グランデュール桜ケ丘201号
債務者　鎌田　法子（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９３号
神奈川県藤沢市石川４―34―３　サニーハイツⅠ203、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市芹沢633番地２
債務者　中村千恵子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部